

## 宮崎県住宅政策懇談会設置要綱

令和3年1月29日

改正 令和3年4月1日

改正 令和3年6月25日

県土整備部建築住宅課

### (設置)

第1条 宮崎県住生活基本計画の改定を行うに当たり、各分野の幅広い意見を反映させるため、宮崎県住宅政策懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 住宅政策の課題及び目標に関すること。
- (2) 住宅に関する基本的な施策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

### (会議)

第4条 懇談会は、県土整備部長が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇談会を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、宮崎県県土整備部建築住宅課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和4年1月31日限りでその効力を失う。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 宮崎県住宅政策懇談会委員名簿

区 分	職 氏 名
学 識 経 験 者	宮崎大学地域資源創成学部 教授 熊野稔 九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科 教授 三宮基裕
関 係 団 体 等	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 副会長兼常務理事 川野美奈子 一般社団法人宮崎県建築士会 専務理事兼事務局長 後藤和生 一般社団法人宮崎県マンション管理士会 会長 小西明美 一般社団法人宮崎県建築業協会 会長 佐田正博 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会 副会長 藤山広子 独立行政法人住宅金融支援機構九州支店 地域連携部門長 林憲政
関 係 行 政 機 関	宮崎市建設部 建築住宅課 課長 野口寿尚